

# 広報こうなん

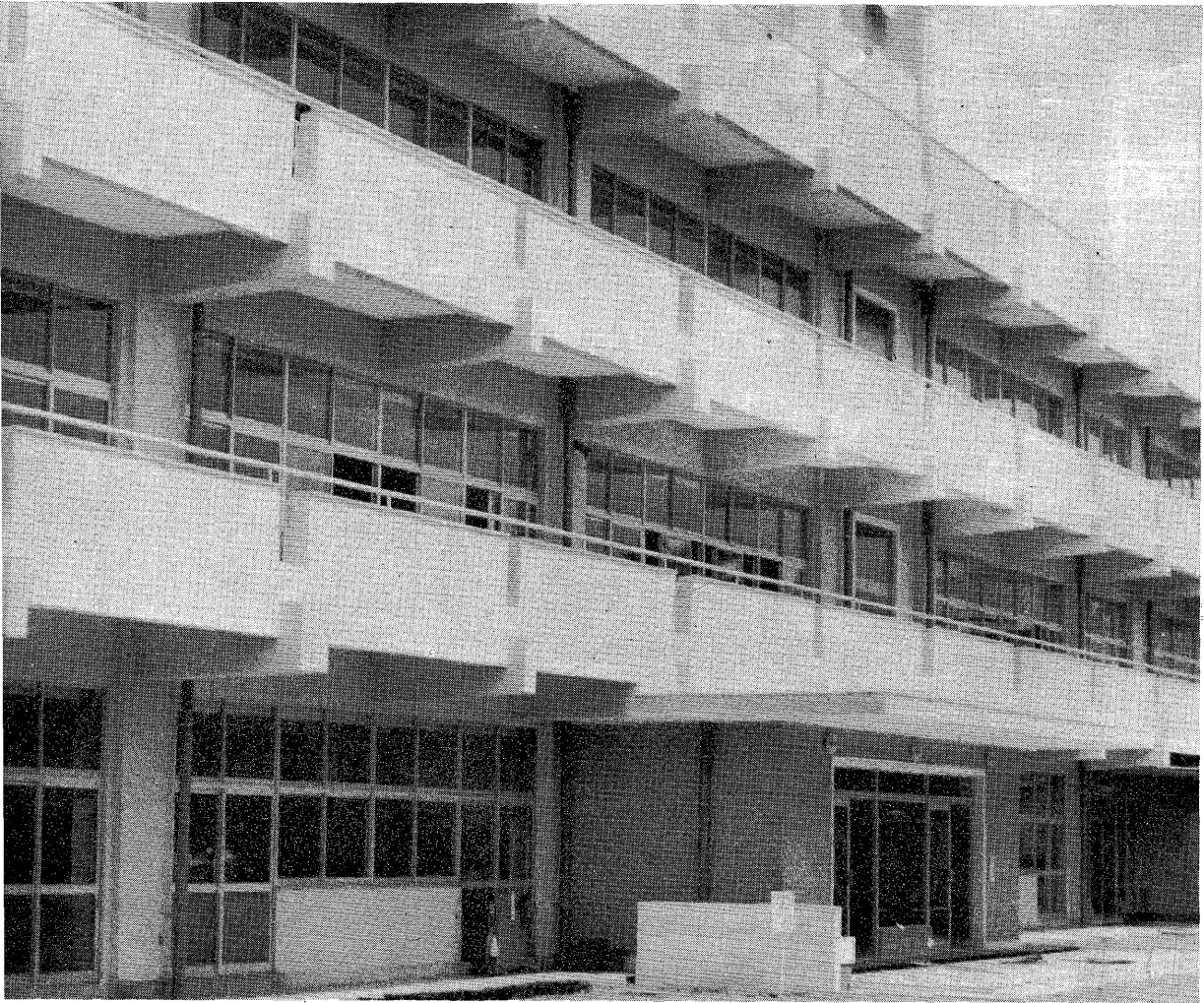
# 73・5

No. 70

編集・発行

大里郡江南村役場

TEL36-1521 〒360-01



## ——南小の校舎が完成——

待ちに待った南小学校の校舎が完成しました。昨年の7月から富田一級建築士の設計で山森建設（株）が工事を担当してまいりました。

鉄筋3階建、面積2,162㎡で普通教室12、特別教室4のほか、校長室、職員室、放送室などがあり、給食用のリフト、手洗場もあります。2階、3階には1.8mのベランダがあるほか、屋上に出て、秩父の山々を遠望することも出来ます。このめぐまれた校舎で、豊かな教育を身につける子どもたちは、よろこびと感激でいっぱいでありましょう。

## おもな内容

昭和四十八年度予算……(2)  
安定的発展をめざして……(3)  
県営江南土地改良事業……(4)  
市街化区域の区画整理……(4)  
消防署江南出張所開始……(5)  
零才児医療・老令年金……(5)  
安全コーナーあれこれ……(5)  
同和問題（正しい理解……(6)  
と認識を深めるために）……(7)  
税のコーナー……(8)

# 安定的発展をめざして

村長 杉田 武喜

## 昭和48年度予算

昭和四十八年度の村政は四月より朝日の昇る勢いで前進をはじめました。一般会計・国保および水道特別会計の予算ならびに二十五の重要議案は議会の慎重なる審議のすえ議決になりました。

本年度の予算は、三つの会計を合わせて七億一千五百二十三万八千円になります。

### 新しいアイデアをとり入れて

私は執行機関の責任者として、あくまで忠実な奉仕者として、積極的態度を堅持し、新年度の予算編成にとり組みました。

まず、江南村地域社会の環境整備をはかり、住みよい地域社会をつくります。

つぎに、豊かな住民生活を招来するために、より一層高福祉施策を実施して生活の安定を期し、地域全体の均衡と調和のとれた繁栄をはかってまいります。

本村の立地条件に照らし、住民

の意向を尊重しながら住民全体の参加の上に立って、新しいアイデアによる行政を進めていく考えであります。

### 高福祉施策では

#### どんなことを

行政の先取りが流行している現在、国や県の姿勢のありかたを検討し合致させることを前提として老人福祉をはじめ、身障児・身障者対策、児童・母子福祉対策を行



働きたい人達に職場を与えないままにして、

るため、足手まといになっている幼児の健全育成に巨額の予算を計上し、保育所を建設いたします。

さらに、老令年金の増額・ねたきり老人手当・児童手当などにも配慮してまいります。

また、教育の機会均等を推進するため二年制幼稚園を予定し、北幼稚園を村中央部に移転政策を行います。

地域社会の環境整備の第一点は

市街化区域内の区画整理を履行し上・下水道の完備した、住みよい住居地域を形成、近い将来に町制施行の足がかりを作ることです。

その第二点は、北地区農地の基盤整備を予定どおり促進し、第二次農業構造改善事業と併行して農家所得の向上をはかり、南地区に農民センターを建設して農協をはじめ農家組合、婦人会・青年などの研修の場といたします。

第三点は、村内の道路・県道の整備を行ない、利用に適した交通を保持し、環境衛生のためのゴミ処理・し尿処理など広域的見地から実現してまいります。

そうして、これからも働き易い職場、住民に不安を与えない無公害工場の誘置を続けてまいります

### 今年の予算額は巨額です

これらの事業を行なうには、一般会計分総額六億九百余万円の予算が必要になります。

いづれの事業も村内全体の方々

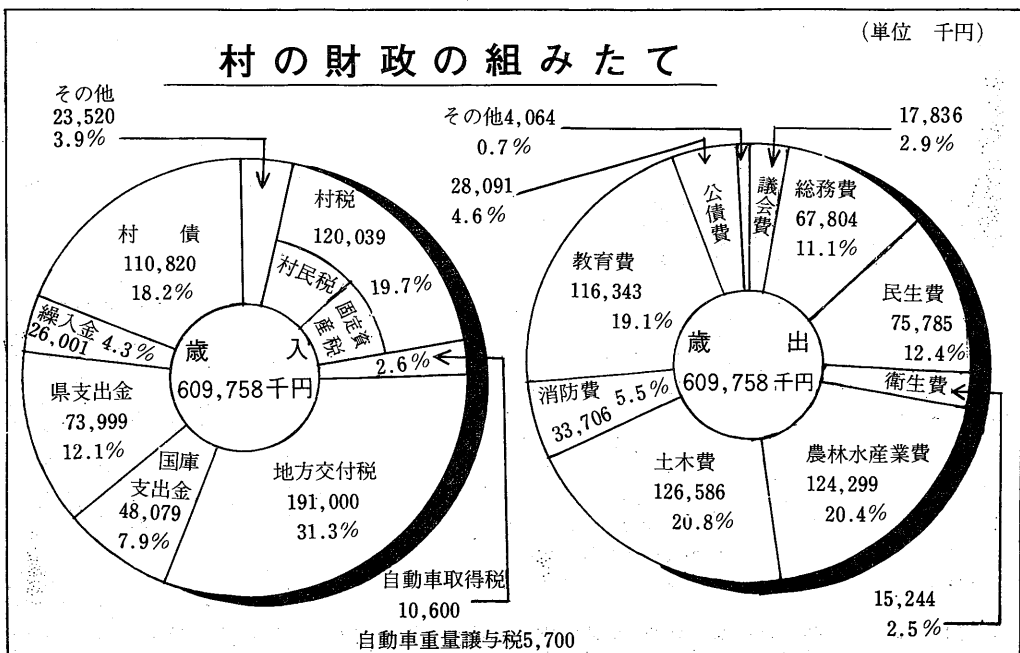
国や県などのご理解とご協力によって解決するものであります。

特に今後、行政への住民参加をお願いします、各種の行政実績の積み重ねによって、新しい村づくりに全力を傾けてまいります所存です。

なにとぞ、全村挙げてご協力の程を切にお願いいたします。

## 村の財政の組み立て

(単位 千円)



### 福祉面と農政に重点

(歳入)

(歳出)

歳入項目別内訳	予算額 (単位千円)	伸び率(%)	歳出項目別内訳	予算額 (単位千円)	伸び率(%)
1 村 税	120,039	135.9	1 議会 費	17,836	144.8
2 地方 譲与 税	5,700	126.7	2 総務 課	67,804	138.9
3 自動車取得税交付金	10,600	113.0	3 民生 費	75,785	446.0
4 地方 交付 税	191,000	133.6	4 衛生 費	15,244	131.9
5 交通安全対策特別交付金	270	252.3	5 農林水産業費	124,299	270.3
6 分担金及び負担金	12,188	393.2	6 商工 費	2,063	119.8
7 使用料及び手数料	5,695	123.1	7 土木 費	126,586	145.5
8 国庫 支出 金	48,079	219.9	8 消 防 費	33,706	137.3
9 県 支 出 金	73,999	369.9	9 教 育 費	116,343	120.4
10 財 産 収 入	68	19.1	10 公 債 費	28,091	161.6
11 寄 附 金	1	100.0	11 諸 支 出 金	1	100.0
12 繰 入 金	26,001	134.4	12 予 備 費	2,000	100.0
13 繰 越 金	3,000	100.0			
14 諸 収 入	2,298	101.5			
15 村 債	110,820	24.6			
歳 入 合 計	609,758	167.1	歳 出 合 計	609,758	167.1

※伸び率は前年度の当初予算との対比です。



### 水道

### 特別会計

- (1) 給水戸数 昭和四十八年度の業務予定は 千五百五十戸
  - (2) 年間総給水量 八十万㎥
  - (3) 一日平均給水量 二千九百九十㎥
- 事業収入 三千七百五十七万円  
 事業収益 三千九百九十七万円  
 資本的収入 五百五十九万九千円  
 総支出 三千九百五十七万三千円  
 事業費 三千九百九十七万一千円

資本的支出 七百六十万二千円  
 建設改良費五百八十五万五千円  
 企業償還金百七十四万七千円  
 なお、資本的支出が二百万七千円不足しますので、損益勘定留保資金で補ってまいります。

建設改良事業としては、有料道路工事による布設管二百万円、地上式消火栓十基新設の百万円、低圧地区の給配水工事二百万円のほか量水器・防毒マスクの購入費がもり込まれています。

### 国保特別会計

### 前年度より

### 十四パーセント増

国民健康保険特別会計は国保総予算の八十一割を占める保険給付費が老人医療の無料化・医療費の自然上昇などによって大巾な伸びを示し、収支予算額は、前年に対して十四・四割増となりました。財源については、給付費の増加にともない国庫補助金の増額が見込まれ、前年より三十一・六割増を計上し、保険税では最小限の十一割増税にとどめました。

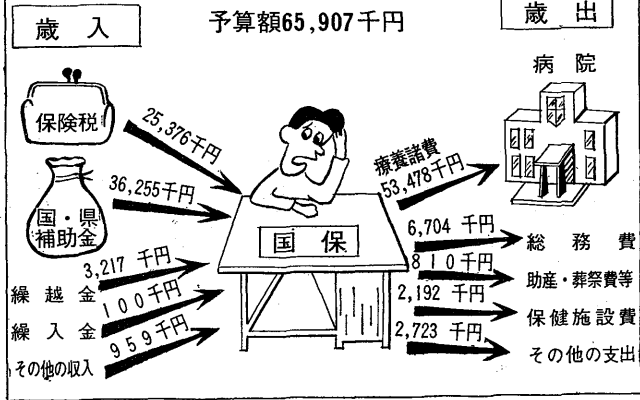
保険税は療養諸費の半額

皆さんが病气やけがなどで診療をうけた場合、村からお医者さんに支払うお金は、一年間でおよそ五千三百四十八万円です。

- 一世帯当り 五万八千八百八十三円
- 一人当り 四万五千六百八十八円
- 保険税でみますと 二世帯当り 二万四千四百四十円
- 一人当り 六千九百七十二円

### 昭和48年度国保特別会計

予算額65,907千円



という計算になり、みなさんから納めていただく保険税は療養の給付費として村からお医者さんに支払う額のおよそ半額ということになります。

任意給付に八十一万円、任意給付としては、助産費一万円・育児手当金一千二百円・葬祭費五千円が一件につきそれぞれ支給されます。

国保の現況(昭48・5・1現在)

- 加入世帯数 一千五十一世帯
- 被保険者数 三千六百七十一人
- 加入率 四十五・五割

### 水道週間

六月一日から 六月七日まで

水は空気とともに私達の生命を守るために欠かすことが出来ません。飲物、炊事、洗たく、お風呂など身近かな生活から農・工業用水にいたるまで、すべて水の恩恵に浴しています。

では、一体どの位の水を使っているのでしょうか。村の水道では一人一日に約二百リットルの水が使われているようです。

自然の水のつくりかえ

地勢と気候に恵まれた我が国では「水は天からの貴い水」とか申して安易な考え方がいまだに残っているようですが、生活水準が向上し大量の水が必要になった今日では、井戸水だけでは足りません。天然の水を水道施設によって人体に害のないように浄水して、各家庭にお届けしているのです。

汲み上げた水は飲料としては不適当ですので規定の塩素を注入して消毒を行ないます。

これから夏場にむかひ徹底した消毒が必要になりますので、塩素の量も倍加されます。

検針と料金徴収について

すでに、有線放送でお知らせしましたとおり方法が変更しました。

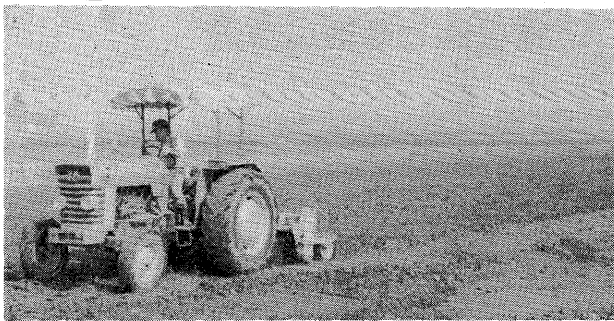
一般家庭 二カ月に一回  
 営業・工場等 従来通り毎月

### 県営江南土地改良

#### 昭和四十七年度の工事完成

農地の基盤整備を目的とした御正地区三百ヘクタールの田畑を土地改良することについては、長い間の懸案でありましたが幸い県営事業として採択になり、その初年度の工事二十七・五ヘクタールが五月中旬に完工になりました。

昭和五十一年度までの五カ年間で全域が完了する予定であります時代の進展によって、農業経営



も従来の作業体系を改善し、省力化して大きな効果を上げるため、各種大型機械の導入が必要になってまいりました。

完成後はおどろく程の生産力と稼働労力の節減に、今からその成果が期待されています。

### 市街化区域内

#### 土地区画整理事業施行

◇土地区画整理は、なぜ必要か  
人口がどんどん増加し始めますと、住宅・店舗・工場などが道路や排水の不完全な土地に、無計画に建築されてまいります。

その結果、土地の形状が悪かったり袋地が多くできてしまいます。また、子供達の遊ぶ施設・公共の施設を失い、わかりにくい場所生活に不便な環境になってまいります。

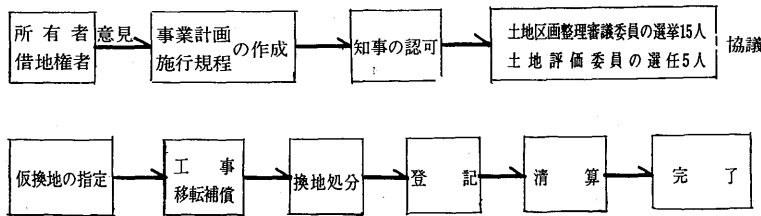
そこで、本村では人口増加地区を市街化区域として知事より指定をうけ、第一期と第二期に工期を分けて、整然とした街づくりを着手いたします。

#### ◇土地区画整理事業は

どのようにして行われるか

第一期事業は五十二ヘクタールで、昭和四十八年九月に着工し、昭和五十三年十二月に完成の予定

### ●土地区画整理事業の順序



※なお詳しくは役場建設課へお問い合わせ下さい。有線3751

です。第二期事業は四十八ヘクタールで、昭和五十年に着工し昭和五十五年に完成する予定です。この大事業は、土地所有者と地権者の皆さまのご協力とご理解がなければ進めてまいりません。皆さま方のご意見によって減歩保留地・過少宅地・区画街路・換地などの事業計画をつくり、皆さまの所有地を事業施行前の土地の

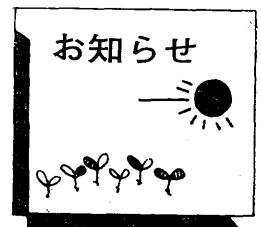
### 道路改良舗装の

#### 整備計画

本年度は九路線六千九百三十m 地域経済・文化・社会活動の基礎的条件である交通機関のうち、道路の果す役割はきわめて大きなものがあります。村では、広域的な立場から国・県などの道路網整備計画にそって一級および二級村道の設定を受けましたので、住民の生活圏・部落間の秩序ある道路体系を本村の立地条件と土地利用計画に合わせて計画いたしました。

また、道路網が整備されますと自動車等の交通量は急激に増加し一般の交通に支障をきたすほか、交通事故の基にもなりかねますので、交通安全施設として道路照明灯・反射鏡・道路防護柵および道路標識などを多く設けて、地域住民の安全をまず考え、計画いたしております。

### スローカー



### 新しい顔ぶれ

四月一日より新しい年度を迎え学校の先生方や役場の職員など次々とおり異動が行なわれました。

### ※教職員異動

- 転入
  - ▽兩小学校 教頭柿沼淑夫(熊谷東小) 教諭吉田芳雄(妻沼西中) 宇田昌枝(横浜都田小) 養護和田トミ子(熊谷佐谷田小)
  - ▽北小学校 教諭高田和(江南南小) 渡辺春美(新採用) 事務久米広子(熊谷久下小)
  - ▽江南中学校 教諭三好悦史(新採用) 木村真千子(新採用)
  - 転出
    - ▽兩小学校 教頭青木敬一(熊谷富士見中) 芝塚久夫(花園小)

# 熊谷消防署江南出張所 業務開始と自治消防の改変

常備消防発足の大きな期待を背負ってこの程江南出張所の庁舎が落成し、二月より須藤正作所長以下十二名の消防職員が日夜をわかし業務に励んでおります。

これと並行して従来の江南村消防団の組織替が行なわれ、中央・

南・北の車輛分団が今までどおり江南消防団として残り、他の可搬ポンプを持つ各分団は区長さんを中心とした自警消防として近隣火災に備えることになりました。

火災・救急車は一一九番へ江南出張所有線番号三七七七



## 零才児の医療費が無料に

七月一日から一才未満の乳児の医療費が無料になります。

この制度は国民健康保険や社会保険などで、本人が負担した分に

つき県と村とで費用を出し合い、助成する仕組になっていきます。

支給の対象となる者は、江南村に住所を有し、国保・社保等に加

入している一才未満の乳児の保護者です。(所得の制限はなし。)

支給を受けようとする者は、乳児医療受給資格の登録申請書を村長に提出することになっていきます

申請の時期・方法等については後日お知らせいたします。

## 老令年金の増額が決定

本村の老年者に支給している年金が、本年度から次のように増額改正になりました。

(年額)

七十才から七十九才 三千元

八十才から八十四才 四千元

八十五才以上 五千元

## 安全コーナーあれこれ

保護者のみなさん!

朝の三原則です

百十六人、これは県下における昨年中のこどもの交通事故による死者数です。ことしも、三月末現在で二十八人の痛ましいこどもの犠牲者がでています。

おあさん方もじゅうぶん注意して、お子さんの安全を守ってあげてください。

○気持ちよく送り出す

学校に出かける前に叱つたりして、こどもを暗い気持ちにさせない。

○早目に家から送り出す



なお、対象者は明治三十六年四月一日までに生まれた方です。

## 善意に感謝

村の社会福祉協議会では、婦人民生委員・婦人会のご協力によりさる三月一日から一カ月間善意のオムツ持ち寄り運動を実施し、期間中に四百五十枚も寄せられました。

寄せられたオムツは、村内のねたきり老人や施設等に入所している方にお分けいたします。

ご協力くださった皆様にご報告申し上げます。

時間ぎりぎりに家を出しますと遅れてはいけないと思ひ込み、まわりの交通にかまわずかけ出したと、とび出したりして事故に会いやすいものです。

○忘れ物をさせない

登校の途中で忘れ物に気がつき引き返したときなど「学校に遅れまい」という心理が手伝い、無理な横断などをして事故の原因になりやすくなります。

## ※役場職員異動

助役茂木秋広(四月十六日退職)

収入役笠原近(四月二日付退職)

収入役大沢金光(総務課)

○総務課長今井明(税務課) 大久保正義(新採用)

○住民課柴芳信(総務課) 寺山重雄(新採用) 松本重子(新採用)

○税務課長岡一茂(同課補佐)

同課補佐長倉宏昌(同課) 橋本誠也(産業課)

○産業課補佐舟橋秀一(同課) 森道子(住民課)

○土地改良課補佐永田三千里(産業課)

○建設課補佐新井理一(土地改良課) 安藤喬司(企画課)

## 役員交替

(括弧内前任者)

▽区長

小江川・井上大炊介(岡部正次)

塩・千野恒信(中島儀市)

三本・長谷川高雄(新井忠重)

上押切・大島房太郎(大島正雄)

▽選挙管理委員

飯島虎芳(野本栄一)

《同和問題》

正しい理解と認識を深めるために

Ⅱ 部落はどうしてつくられたかⅡ (その一)

はじめに

今日、部落問題(部落差別徹底の問題)は、国民の課題として認識され、徐々にではあるがようやくにして拡まりつつあります。

部落差別の現実がある限り日本における真の民主主義はありえず基本的人権を真正面からふみにじる差別の現実を残すかぎり、日本国民の自由もまたあり得ません。

部落解放同盟は、今日まで差別と闘い、五十年を超える運動を展開してまいりました。この運動の成果は、百年前の明治四年八月二十八日、時の明治政府によって「された」解放令(太政官布告第六十一号)の空文化をきびしく指弾し、その解放令を具体化する方向をかちとりつつあります。

すなわち、部落問題解決が行政の責務であり国民の課題であることを明確に捉え、さらに具体的方策を示した「同和对策審議会」答申を昭和四十年八月にちかとり、昭和四十四年七月には、「答申」の完全実施を法的に裏付けた「同

和对策事業特別措置法」の制定公布によって、今日、問題解決のために積極的取り組みがなされつつある現状をつくり出してきました。しかし今日、このような状況の中で、部落問題に関する正しい認識は、なかなか多くの人々のもつところとなっておりません。

そのことは多くの差別の現実が具体的に物語り、同時に一日も早い完全解決のための取り組みが切望されているわけでありです。

幸い「広報こうなん」の誌上の一部を提供され、せっかく部落問題啓蒙の機会を得ましたので、この際、多くの村民の正しい認識の上になつた問題解決を推し進められることを強く訴えたいと思えます。

部落差別の歴史と現状

部落の起源については、人種起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説など、いろいろな考え方が存在しています。しかし、そのすべてはきわめて非科学的であり、その多くは差別を合理

化する歴史観といつても過言ではありません。「同対審」答申にもそのことは強く記されておりますが、これらの点については誌面の都合で別の機会に譲り、ここでは部落問題(一言にいつて差別の問題)がどのように始まり、どのようになつてきたかを、人間の差別一般の始まりを考えながら明らかにしていきたいとおもいます。

日本の歴史のなかで差別(身分差別)部落差別の根源である身分制)が発生したのは、紀元前一世紀頃から小さな国家群がわかれ、その後、女王卑弥呼の邪馬台国(中国大陸との往来を行ない身分制の影響を受けた)のなかに身分制(奴隸制)のようなものを作り、身分差別を行なつたことがその出発点であろうと考えられます。

こうした国家郡はその後次第に中央に集権し、専制国家へと成長し、大陸との積極的交際を行ない大和朝廷に統一され、天皇絶対の古代専制国家へ発展して身分制は強まり、差別が現実的に政治制度化されたのが六百四十五年の大化

改新による変革と律令の政治体制による良民、賤民の法制的な身分差別でありました。

賤民は五色の賤民と称され、奴隸といつてもよいほどの差別される存在でありました。こうした古代賤民は律令体制下の大きな特権を有する貴族等によって苦しめられ、さらに、負担の重い農民はその負担から逃亡し、賤民の逃亡(班田からの)は拡まり、律令体制の崩壊につながっていきました。

中世になると、河原とか散所という無税の土地に人々が定住し、賤民視されるようになりました。

この中には先にのべた古代賤民の系譜に属する人もあり、重庄からの逃亡者などがそこに入った場合もありました。そして社会の姿の変化のなかから、武士階級が発生し成長してきます。この時代の賤民は文化的に重要な役割を果たしています。銀閣寺の造園者であるといわれる善阿弥は河原者であります。あるいは「能」の大成者観阿弥、世阿弥も乞食の所行といわれる差別の対象者でした。

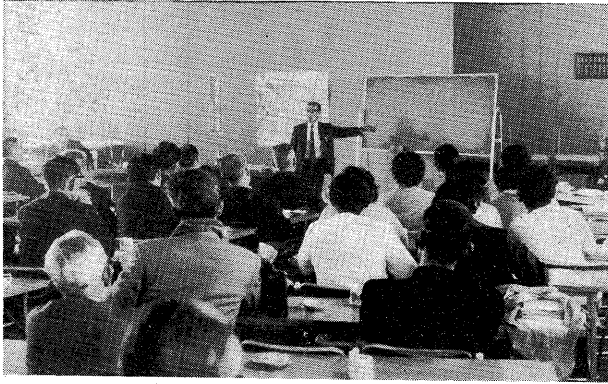
中世は動乱により大きな変革とげました。土一揆、国一揆などの百姓の団結した力の成長や、こうした斗いに深い関連のある賤民の脱賤民化の姿等のなかで、古代貴族は没落し、社寺もおちぶれ、

一介の浪人、野人が風雲に乗じて大名となつていくように下剋上が生まれ、斉藤道三に代表されるように賤業にたずさわる人が大名となつていきました。こうした激動の中で、賤民も又百姓、商人、武士に転化していきました。中には戦国大名の統制下に賤民としてくみこまれる人もおりました。

こうした戦国時代を統一した豊臣秀吉は、戦国大名の百姓や家臣統制、身分統制策を確立していきました。検地、刀狩の政策によって封建制度の基礎を確立しました。この基礎は徳川幕藩体制によって完全な封建秩序に完成しました。徳川將軍家を頂点とするピラミッド型による身分階層の制度化、すなわち、士・農・工・商・エタ・非人の身分体制の確立です。

この制度は、いうまでもなく、搾取の体制、農民よりの年貢の強制的搾取を容易にするための目的であつたわけでは、上見て暮すな下見て暮せの思想、分に応ぜよという思想と共に、人民を身分制によって、ばらばらに分裂支配する封建制度の維持にその身分制の意義があつたわけでありました。このはげしい搾取は大きな矛盾となり、百姓の団結や逃亡、流浪者の激増というなかで、差別分裂





同和問題研修会のもよう

ました(エタ、非人の称を廃し自今平民同様たるべきこと)。この解放令

より百一年を経過した今日、なお、部落差別は根をたっておりません。「解放令」にもかわらず百年間部落差別が社会の中に厳然として残ったわけです。三百年の差別の歴史に終止符を打つべき「解放令」は、全く一片の空文に終わったわけです。私たちは、この解放令の矛盾を明らかにしなくてはなりません。そのことこそが問題解決の方途を指し示すからであります。「解放令」には何らの裏付けも伴わないという点で、その第一の矛盾が存在しております

差別のきびしい徹底的な取締りによって、その不満をぶつつけた長吏という職業にたずさわる人々に対し、一般民衆は深い憎悪の念を持ち、更にきびしい差別を行なうという、まさに分裂支配の典型的な姿であったわけであります。

徳川封建制は明治維新の改革によって崩壊し、明治四年(一八七一年)太政官布告第六十一号、いわゆる解放令が下された(エタ、非人の称を廃し自今平民同様たるべきこと)。この解放令

より百一年を経過した今日、なお、部落差別は根をたっておりません。「解放令」にもかわらず百年間部落差別が社会の中に厳然として残ったわけです。三百年の差別の歴史に終止符を打つべき「解放令」は、全く一片の空文に終わったわけです。私たちは、この解放令の矛盾を明らかにしなくてはなりません。そのことこそが問題解決の方途を指し示すからであります。「解放令」には何らの裏付けも伴わないという点で、その第一の矛盾が存在しております

さらに、「解放令」を一片の空文にした明治政府の意図的政策が第二の問題です。明治以降、発展する資本主義の仕組みのためには部落差別の存在が必要であったからです。このことは徳川封建制における部落差別の社会的存在意義(部落民を直接圧迫することが目的ではなく、大多数の農民からの搾取と収奪の手段として、それらの不満のしずめ石として、さらに民衆の分裂支配という目的)と本質的には何ら変わらず、資本の原始的蓄積手段としての存在の意義があった。部落差別を巧みな仕組みの中で残して行く方策をこうじたのです。

すなわち、第一点は明治五年の壬申戸籍の制度です。この戸籍に

は当時の身分、職業、出生の一点一点が明記され従来差別されてきた部落大衆を新平民として記録し差別観念を残す原因を作り出しました。この戸籍は昭和四十三年まで厳然として存在し、多くの部落の人達が就職、結婚、教育の道を閉ざされてきました。

第二は経済的な裏付けが全く与えられなかった点です。このことは、今日多くの部落大衆の低生活低経済の起因となりました。例えば、差別の代償として徳川三百年間の最低限の生活の裏付けとなっていた特権的職業(皮革産業)さえ大資本の進出の中で奪われ、惨めな生活を強いられたことです。

農村における問題も全く同様であります。土地を持たない部落大衆の多くは、最も条件の悪い小規模な農地を、高い小作料を払って生活のかてにすするという、日本の旧地主制を最低辺で支える生活を強いられたことです。

さらに、第三の問題は、社会全体の意識の問題であります。三百年もの長きにわたってつちかわれた差別観念は、こうした明治政府の意図的政策によって引き継がれ何ら変ることなく、今日まで残されてきたのです。これら数々の問題こそが「解放令」以降百一年も経過した今日なお、差別の存在する原因となつて行っているわけです。まさに差別行政の結果であるといえます。

は当時の身分、職業、出生の一点一点が明記され従来差別されてきた部落大衆を新平民として記録し差別観念を残す原因を作り出しました。この戸籍は昭和四十三年まで厳然として存在し、多くの部落の人達が就職、結婚、教育の道を閉ざされてきました。

第二は経済的な裏付けが全く与えられなかった点です。このことは、今日多くの部落大衆の低生活低経済の起因となりました。例えば、差別の代償として徳川三百年間の最低限の生活の裏付けとなっていた特権的職業(皮革産業)さえ大資本の進出の中で奪われ、惨めな生活を強いられたことです。

農村における問題も全く同様であります。土地を持たない部落大衆の多くは、最も条件の悪い小規模な農地を、高い小作料を払って生活のかてにすするという、日本の旧地主制を最低辺で支える生活を強いられたことです。

さらに、第三の問題は、社会全体の意識の問題であります。三百年もの長きにわたってつちかわれた差別観念は、こうした明治政府の意図的政策によって引き継がれ何ら変ることなく、今日まで残されてきたのです。これら数々の問題こそが「解放令」以降百一年も経過した今日なお、差別の存在する原因となつて行っているわけです。まさに差別行政の結果であるといえます。

**選挙と小話**

果物のなる樹

昔、枝ぶりのよいおもしろい実のなる老樹がありました。

王さまは、その実をとらせようとしたが、高くてとれませんでした。切り倒して、やっとその実をとらせて召しあげりました。

そして、次の年、みごとな実りの秋がきたので、その木を立ててみましたが、枯れてしまいました。果実どころか枝も葉もなくなっていました。(インド民話)

一時の利慾に惑わされて、その根本を失うと、再び立つことができません。選挙のとき、金銭や品物に惑わされて一票を売ってしまうと、立派な政治による福利を受けられなくなります。

# 税のコーナー

## 地方税法の

### 一部改正について

昭和四十八年度の地方税のうち特に村県民税と固定資産税の改正点につきお知らせします。

#### ・村・県民税

各種の諸控除の引上げは例年行なわれていますが本年度も実施され、未成年者・障害者・老年者・寡婦の場合は四十三万円以下はかかりません。また、村民税においては百五十万円以下の課税所得の場合に税率のきり下げが行なわれましたので、税金が安くなります。

#### ・固定資産税

ご存知のとおり固定資産税は、土地・家屋と償却資産の所有者に対し、その資産の有している価値(利用・換価)に着目して、古くからあった税ですが、課税は時価を基準に行なうことが建前になっていました。

土地などは、お金の値打ちにより大きく変動しますので、三年ごとに基準年度を設けて、一筆一筆の価額をきめております。

方法は昭和三十八年度の価額を基準にして、地目ごとにそれぞれの土地(農地は除く)を、地域の地価の上昇率を参考にして行な

ていますが、本年がその基準年度になっていきます。

特に、宅地等の課税の面で個人と法人の所有地を区分し、法人については大巾な増税になります。

しかし、個人の土地でも宅地で三十%山林その他の土地で一〇%は上がる予定です。

そして昭和五十年には実勢の土地価額に、固定資産税の課税価額を近づけてゆくように改正が行なわれ、地価対策としての土地税制が更に一歩前進をしたわけであります。

また、免税点の引上げの改正が次のように行なわれました。

- ・土地 十五万円(八万円)
- ・家屋 八万円(五万円)

・償却資産 百万円(三十万円)  
以上で改正の概要を述べましたが、詳しくは税務課の担当よりお尋ねください。

## 5月の納税

固定資産税……第1期分  
 軽自動車税……全期  
 固定資産税の第1期分については、昭和48年度に限り5月納期と致しました  
 ◇期限内完納にご協力を!

## 税務だより

まちがしやすい印紙税  
 契約書や借用証、領収証、通帳などを作成したいときは印紙税がかかりますから、収入印紙をはり忘れないようにご注意ください。  
 印紙税がかかるかどうかは実質で判断します。たとへば、請求書と標題が書いてあっても、「相済」「了」などとしたものは、金銭の受取書となります。

では、印紙税についてまちがしやすい、いくつかの例をあげてみましょう。

1. 「印紙」の必要なもの
    - (1) 仮受取書…あとで本受取書を発行する場合でもかかります。
    - (2) 正副二通の契約書…双方にかかります。しかし、単に控えを作成したもので、契約の効力のないものはかかりません。
    - (3) 売渡証書…土地を売買したときに、さらに売渡証書を作成した場合には、双方にかかります。
    - (4) 覚書、念書、差入書、契約内容を証明するものはかかります。
    - (5) 印鑑証明の交付を受けるための委任状…印鑑証明を役場などへとりに行く場合はかかります。
  2. 「印紙」の不必要なもの
    - (1) 営業に関しない受取書  
 寄付金、会費の受取書、営業をしていない農家やサラリーマンの方などが土地代金などを受領した場合に作成する受取書
    - (2) 工事引渡書  
 請負人が完成した建物などを引渡す際の引渡書
    - (3) 遺産分割協議書  
 相続人が遺産を分割する際に作成する協議書
    - (4) もっぱら金銭を受領するためのもので、営業に関しない委任状
    - (5) 交通事故の示談書
    - (6) 物品の預り証
- 以上、税務署からのお便りについて、ご不明な点は遠慮なく電話(21) - 2905熊谷税務署でおたずねください。



### クラブ会員募集

(バレーボール)

健康で明るい人造りを目的として、下記のとおり会員を、募集しています。

一練習日時：毎月第一第二日曜日

午後一時から

二練習会場：江南北小学校体育館  
三会員資格：十八才以上(学生を

として保存いたしましよ  
いつかお役に立つときがあります

### きびしくなる青空駐車

車庫規制全市町と  
七村に拡大

全市に、また十二月からは全町と本村を含めた七村に適用されることになりました。

路上などに放置し

た青空駐車はきびしく規制されま

### 電気安全スポット

時々、コードやプラグの点検を何でもないと思っ使っている電器器具のコードやプラグなどが古くなったり、グラグラしていると

思わぬ事故の原因となります。時折点検しましょう。なお外出が多い季節です。お出かけ前には電気の戸締りもお忘れなく

TEL 22-4502

